

## 高速道路営業規則新旧対照表

(下線は変更部分を示す。)

新	旧
<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 この規則は、高速道路を通行し、<u>若しくは利用する車両(道路法(昭和27年法律第180号)第2条第5項に規定する車両をいいます。以下同じです。)</u>の運転者(以下「運転者」といいます。)又は通行し、<u>若しくは利用する者(運転者を除きます。)(以下「利用者」と総称します。)</u>の利便の確保と料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 <u>当社は、法第24条第1項の規定に基づき、高速道路を通行し、又は利用する車両の使用者(車両の権原を有し、車両の運行を支配し、管理する者をいいます。ただし、運転者を除きます。以下「使用者」といいます。)</u>に対し、<u>料金(第18条第1項に定める未納金、第19条第2項に定める督促手数料、同条第3項に定める延滞金、第25条の2に定める後日支払い料金及び法第26条に定める割増金(以下「割増金」といいます。))も含みます。)</u>の支払いを求められます。ただし、当該使用者に対する請求により運転者は支払い義務を免れるものではありません。</p>	<p>(目的及び適用範囲)</p> <p>第1条 (略)</p> <p>2 この規則は、高速道路を通行し、又は利用する者(以下「利用者」といいます。)の利便の確保と料金の徴収における適正かつ効率的な取扱いを図ることを目的とします。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 追加</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>十四 サポート車線 ETC専用料金所に設置されている施設であって、施行規則第13条第2項第3号に規定するETC専用施設(以下「ETC専用施設」といいます。)のうち「ETC/サポート」の表示がある施設及び<u>(削除)</u>同項第6号に規定する閉鎖施設のうち「サポート」の表示がある施設をいいます。</p> <p>十五～二十四 (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>一～十三 (略)</p> <p>十四 サポート車線 ETC専用料金所に設置されている施設であって、施行規則第13条第2項第3号に規定するETC専用施設(以下「ETC専用施設」といいます。)のうち「ETC/サポート」の表示がある施設及び同条同項第6号に規定する閉鎖施設のうち「サポート」の表示がある施設をいいます。</p> <p>十五～二十四 (略)</p>
<p>(料金所ゲートの通行に際しての安全義務)</p> <p>第8条 <u>運転者</u>は、料金所ゲートを通行するときは、次の各号に定める事項を守らなければなりません。</p> <p>一～五 (略)</p>	<p>(料金所ゲートの通行に際しての安全義務)</p> <p>第8条 利用者は、料金所ゲートを通行するときは、次の各号に定める事項を守らなければなりません。</p> <p>一～五 (略)</p>
<p>(ETCシステムによる通行の方法)</p> <p>第9条 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号。以下本条において「省令」といいます。)に基づく有料道路自動料金収受システム(以下「ETCシステム」といいます。)<u>を利用する運転者</u>は、料金の徴収施設及びその付近において、法第24条第4項の規定により当社が公告した通行方法(以下「通行方法」といいます。)及び省令に基づくETCシステム利用規程(以下「ETCシステム利用規程」といいます。)の定めにより通行しなければなりません。</p> <p>2 ETCシステム<u>を利用する運転者</u>は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を守らなければなりません。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 当社は、料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設との通信を要する区間を通行したETCシステム<u>の利用者</u>に対し、当該区間の通行記録の全部又は一部がETCシステムにないときは、第33条に定めるものを除き、利用可能な経路のうち、最も高額となる料金を適用します。</p>	<p>(ETCシステムによる通行の方法)</p> <p>第9条 有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年建設省令第38号。以下本条において「省令」といいます。)に基づく有料道路自動料金収受システム(以下「ETCシステム」といいます。)の利用者は、料金の徴収施設及びその付近において、法第24条第4項の規定により当社が公告した通行方法(以下「通行方法」といいます。)及び省令に基づくETCシステム利用規程(以下「ETCシステム利用規程」といいます。)の定めにより通行しなければなりません。</p> <p>2 ETCシステムの利用者は、前項に定めるもののほか、次の各号に定める事項を守らなければなりません。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 当社は、料金所以外の箇所において「ETC」の表示があるETC通信施設との通信を要する区間を通行したETCシステム利用者に対し、当該区間の通行記録の全部又は一部がETCシステムにないときは、第33条に定めるものを除き、利用可能な経路のうち、最も高額となる料金を適用します。</p>
<p>(ETCシステムを利用しない者の通行の方法)</p> <p>第10条 ETCシステムを利用しない<u>運転者</u>は、料金の徴収施設及びその付近において、通行方法のほか、第3項、第4項及び本章第二節から第四節<u>まで</u>に定めるところにより通行しなければなりません。</p> <p>2 第二節から第四節<u>まで</u>の定めにおける用語の意義は、第2条に定めるもののほか、通行方法に定めるところによります。</p> <p>3 ETCシステムを利用しない<u>運転者</u>は、供用約款第8条第1項の規定にかかわらず、誤ってETC専用のインターチェンジへ進入した場合は、ETC専用料金所において、サポート車線に進入するものとし、<u>開閉棒が設置されている場合は</u>開閉棒の開閉にかかわらず<u>(削除)</u>開閉棒の手前で、<u>未設置の場合は</u></p>	<p>(ETCシステムを利用しない者の通行の方法)</p> <p>第10条 ETCシステムを利用しない利用者は、料金の徴収施設及びその付近において、通行方法のほか、第3項、第4項及び本章第二節から第四節に定めるところにより通行しなければなりません。</p> <p>2 第二節から第四節の定めにおける用語の意義は、第2条に定めるもののほか、通行方法に定めるところによります。</p> <p>3 ETCシステムを利用しない利用者は、供用約款第8条第1項の規定にかかわらず、誤ってETC専用のインターチェンジへ進入した場合は、ETC専用料金所において、サポート車線に進入するものとし、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停止して係員の指示に従ってください。この場合、みだ</p>

<p><u>料金収受機等の手前で停車して</u>、係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第8条第1項に定めるその他会社が定める車両の<u>運転者</u>がE T C専用料金所を通行する場合も同様とします。</p> <p>4 E T Cシステムを利用しない<u>運転者</u>は、前項及び通行方法の規定にかかわらず、誤ってE T C専用車線に進入した場合、並びに供用約款第7条第1項の規定にかかわらず、誤ってスマートインターチェンジに進入した場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第7条第1項に定めるその他会社が定める車両の<u>運転者</u>がスマートインターチェンジを通行する場合も同様とします。</p>	<p>りに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第8条第1項に定めるその他会社が定める車両の利用者がE T C専用料金所を通行する場合も同様とします。</p> <p>4 E T Cシステムを利用しない利用者は、前項及び通行方法の規定にかかわらず、誤ってE T C専用車線に進入した場合、並びに供用約款第7条第1項の規定にかかわらず、誤ってスマートインターチェンジに進入した場合は、開閉棒の開閉にかかわらず、開閉棒の手前で停車して係員の指示に従ってください。この場合、みだりに車外に出たり前進又は後退したりしないでください。供用約款第7条第1項に定めるその他会社が定める車両の利用者がスマートインターチェンジを通行する場合も同様とします。</p>
<p>(入口料金所における通行券の受け取り)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 利用者は、交付された通行券を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、書き込みをし、<u>又は</u> (削除) 磁気に近づける等の行為を行ってはいけません。</p> <p>6 利用者は、供用約款第4条の規定に基づき、通行の間、出口料金所において回収<u>される</u>まで通行券を所持しなければなりません。</p> <p>7～9 (略)</p>	<p>(入口料金所における通行券の受け取り)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 利用者は、交付された通行券を濡らしたり、折り曲げたり、汚損したり、書き込みをし又は、磁気に近づける等の行為を行ってはいけません。</p> <p>6 利用者は、供用約款第4条の規定に基づき、通行の間、出口料金所において回収するまで通行券を所持しなければなりません。</p> <p>7～9 (略)</p>
<p>(料金所における料金の支払い)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に定める、当該高速道路の料金を支払った際に、当社から通行証の交付を受けた場合の通行証の受け取り、提示等については、第12条第1項、第2項、第4項から第8項<u>まで</u>及び第13条の規定を準用します。その場合、これらの規定中の「入口発券方式」を「単純支払方式」に、「通行券」を「通行証」に、「提出」を「提示」に、第12条第6項中の「回収<u>される</u>まで」を「提示するまで」に読み替えるものとします。また、当社から通行証の交付を受け高速道路の料金所を通行するときは、利用者は、通行証の記載事項に従い通行しなければなりません。</p>	<p>(料金所における料金の支払い)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項に定める、当該高速道路の料金を支払った際に、当社から通行証の交付を受けた場合の通行証の受け取り、提示等については、第12条第1項、第2項、第4項から第8項及び第13条の規定を準用します。その場合、これらの規定中の「入口発券方式」を「単純支払方式」に、「通行券」を「通行証」に、「提出」を「提示」に、第12条第6項中の「回収するまで」を「提示するまで」に読み替えるものとします。また、当社から通行証の交付を受け高速道路の料金所を通行するときは、利用者は、通行証の記載事項に従い通行しなければなりません。</p>
<p>(未納の取扱い)</p> <p>第18条 利用者は、スマートインターチェンジ以外の料金所において料金の全部又は一部を支払うことができない場合(第25条の2第2項の<u>定め</u>により後日支払う場合を除きます。以下「未納」といいます。)は、所定の書面に氏名、自宅の住所及び電話番号その他の連絡先、運転免許証番号、車両登録番号等を記入し、当社が指定した納入期限(以下「未納納入期限」といいます。)及び納入方法による支払いを確約して、後日、未納となった料金(以下「未納金」といいます。)の支払いを行うことができます。</p> <p>2 利用者は、前項の取扱いにおいて、当社の係員が所定の書面の記載事項を確認するため請求した場合は、車検証及び運転免許証等の証明書類の提示又は提出をし、<u>また</u>、未納となった事情に関する質問に答えなければなりません。</p> <p>3 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、<u>当該利用者を使用する者</u>に当該<u>通行に係る未納金</u>の支払いを求めることがあります。ただし、<u>当該請求により</u> (削除) 利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(未納の取扱い)</p> <p>第18条 利用者は、スマートインターチェンジ以外の料金所において料金の全部又は一部を支払うことができない場合(第25条の2第2項に定めにより後日支払う場合を除きます。以下「未納」といいます。)は、所定の書面に氏名、自宅の住所及び電話番号その他の連絡先、運転免許証番号、車両登録番号等を記入し、当社が指定した納入期限(以下「未納納入期限」といいます。)及び納入方法による支払いを確約して、後日、未納となった料金(以下「未納金」といいます。)の支払いを行うことができます。</p> <p>2 利用者は、前項の取扱いにおいて、当社の係員が所定の書面の記載事項を確認するため請求した場合は、車検証及び運転免許証等の証明書類の提示又は提出をし、又、未納となった事情に関する質問に答えなければなりません。</p> <p>3 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、当該利用者の使用者に当該支払いを求めることがあります。ただし、使用者に対する請求により当該利用者は支払い義務を免れるものではありません。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(支払いの督促)</p> <p>第19条 未納納入期限までに未納金の全部又は一部の支払いがない場合は、当社は、利用者 (<u>使用者及び前条第3項に該当する場合は当該利用者を使用する者</u>を含みます。<u>以下本条において同じです。</u>)に督促状による督促を行います。</p> <p>2 前項の督促を行った場合は、利用者は、<u>当該督促に係る手数料</u> (<u>以下「督促手数料」といいます。</u>)を支払わなければなりません。</p> <p>3 第1項の督促時に当社が指定した納入期限(以下「督促納入期限」といいます。)までに支払いがない場合は、利用者は、当該未納金 ((<u>削除</u>) 割増金 (<u>削除</u>) を徴収する場合は、当該割増金を含みます。)に対する延滞金 (<u>以下「延滞金」といいます。</u>)を支払わなければなりません。</p> <p>4 <u>督促手数料</u>は、督促に係る郵送料とします。</p> <p>5 (<u>削除</u>) 延滞金は、督促納入期限の翌日から支払いの日の前日までの日数</p>	<p>(支払いの督促)</p> <p>第19条 未納納入期限までに未納金の全部又は一部の支払いがない場合は、当社は、利用者 (前条第3項に該当する場合は使用者を含みます。)に督促状による督促を行います。</p> <p>2 前項の督促を行った場合は、利用者は、手数料を支払わなければなりません。</p> <p>3 第1項の督促時に当社が指定した納入期限(以下「督促納入期限」といいます。)までに支払いがない場合は、利用者は、当該未納金 (法26条に定める割増金(以下「割増金」といいます。))を徴収する場合は、当該割増金を含みます。)に対する延滞金を支払わなければなりません。</p> <p>4 第2項に定める手数料は、督促に係る郵送料とします。</p> <p>5 第3項に定める延滞金は、督促納入期限の翌日から支払いの日の前日まで</p>

<p>について、年10.75%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とします。次項においても同じです。）で計算した額とします。</p> <p>6 前項の定めにかかわらず、利用者が、当社が指定する払込取扱票等（以下「払込取扱票等」といいます。）により未納金を支払う場合の延滞金は、督促納入期限の翌日から支払いの日の前日までのうち当社が指定する日までの日数について、年10.75%の割合で当社が計算した額とし、当社は、当該延滞金を払込取扱票等に記載するものとします。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 利用者が督促手数料及び（削除）延滞金の一部を支払った場合は、督促手数料、延滞金、割増金、未納金の順に支払われたものとして取扱うものとします。</p>	<p>の日数について、年10.75%の割合（閏年の日を含む期間についても、365日あたりの割合とします。次項においても同じです。）で計算した額とします。</p> <p>6 前項の定めに関わらず、利用者が、当社が指定する払込取扱票等（以下「払込取扱票等」といいます。）により未納金を支払う場合の延滞金は、督促納入期限の翌日から支払いの日の前日までのうち当社が指定する日までの日数について、年10.75%の割合で当社が計算した額とし、当社は、当該延滞金を払込取扱票等に記載するものとします。</p> <p>7 （略）</p> <p>8 利用者が第2項の手数料及び第3項の延滞金の一部を支払った場合は、手数料、延滞金、割増金、未納金の順に支払われたものとして取扱うものとします。</p>
<p>（支払手段）</p> <p>第20条 料金所における高速道路等の料金の支払いは、次条から第25条の2までに定めるもののほかは、現金によるものとします。ただし、当社が特に定めた場合は、当該定めによるものとします。</p>	<p>（支払手段）</p> <p>第20条 料金所における高速道路等の料金の支払いは、第21条から第25条の2に定めるもののほかは、現金によるものとします。ただし、当社が特に定めた場合は、当該定めによるものとします。</p>
<p>（クレジットカード）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 クレジットカードによる料金の支払いは、料金全額についてのみの取扱いとし、現金、回数券、他のクレジットカードその他の支払手段との併用はできません。また、割増金、未納金、督促手数料、（削除）延滞金及び第25条の2第3項に定める後日支払い料金についてはクレジットカードによる支払いはできません。</p> <p>7～9 （略）</p>	<p>（クレジットカード）</p> <p>第21条 （略）</p> <p>2～5 （略）</p> <p>6 クレジットカードによる料金の支払いは、料金全額についてのみの取扱いとし、現金、回数券、他のクレジットカードその他の支払手段との併用はできません。また、割増金、未納金、第19条第2項に定める手数料、第19条第3項に定める延滞金及び第25条の2第3項に定める後日支払い料金についてはクレジットカードによる支払いはできません。</p> <p>7～9 （略）</p>
<p>（スマートインターチェンジ）</p> <p>第25条 第20条、第21条、第23条及び前条の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおける高速道路等の料金の支払いは、スマートインターチェンジ通行時に通行車両の車載器に確実に挿入され、かつ、無線の交信により料金の徴収のために必要な情報を適正に記録できる状態にあるETCカードに限るものとします。</p>	<p>（スマートインターチェンジ）</p> <p>第25条 第20条、第21条、第23条及び第24条の規定にかかわらず、スマートインターチェンジにおける高速道路等の料金の支払いは、スマートインターチェンジ通行時に通行車両の車載器に確実に挿入され、かつ、無線の交信により料金の徴収のために必要な情報を適正に記録できる状態にあるETCカードに限るものとします。</p>
<p>（ETC専用料金所）</p> <p>第25条の2 （略）</p> <p>2 ETCシステムを利用しない利用者は、ETC専用のインターチェンジに進入した場合は、ETC専用料金所において、<u>係員の指示に従い通行券を受け取り、又は高速道路等の料金を料金精算機により支払い、若しくは後日支払いする旨確約するものとします。ただし、供用約款第8条第1項に定めるその他会社が定める車両の運転者である場合は、高速道路等の料金の取扱いについて係員の指示に従うものとします。</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p><u>5 利用者が民法第715条に規定する被用者として通行を行ったときは、当社は同条の規定により、当該利用者を使用する者に当該通行に係る後日支払い料金の支払いを求めることがあります。ただし、当該請求により利用者は支払い義務を免れるものではありません。</u></p> <p><u>6 後日支払い納入期限までに後日支払い料金の全部又は一部の支払いがない場合の取扱いは、第19条の規定を準用します。その場合、「前条第3項」を「第25条の2第5項」に、「未納納入期限」を「後日支払い納入期限」に、「未納金」を「後日支払い料金」に、「督促状による」を「督促状その他の方法による」に、それぞれ読み替えるものとします。</u></p>	<p>（ETC専用料金所）</p> <p>第25条の2 （略）</p> <p>2 ETCシステムを利用しない利用者は、ETC専用のインターチェンジに進入した場合は、ETC専用料金所において、高速道路等の料金を後日支払いする旨確約するものとします。ただし、供用約款第8条第1項に定めるその他会社が定める車両の利用者である場合は、高速道路等の料金の取扱いについて係員の指示に従うものとします。</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 追加</p> <p>5 後日支払い納入期限までに後日支払い料金の全部又は一部の支払いがない場合の取扱いは、第19条の規定を適用します。その場合、「未納納入期限」を「後日支払い納入期限」に、「未納金」を「後日支払い料金」に、「督促状による」を「督促状その他の方法による」に、それぞれ読み替えるものとします。</p>
<p>（領収書等の発行）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、料金所において、ETCカードにより高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対し、ETCシステム利用規程に基づき、当該通行を証する利用証明書を発行します。ただし、スマートインターチェンジ及びETC専用料金所（<u>料金精算機により支払いをした場合を除きます。</u>）においては、利用証明書を発行しません。</p>	<p>（領収書等の発行）</p> <p>第26条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 当社は、料金所において、ETCカードにより高速道路等の料金の支払いを行った利用者に対し、ETCシステム利用規程に基づき、当該通行を証する利用証明書を発行します。ただし、スマートインターチェンジ及びETC専用料金所においては、利用証明書を発行しません。</p> <p>4 当社は、利用者が第18条及び第25条の2に定める納入方法のうち金融</p>

<p>4 当社は、利用者が第18条及び第25条の2に定める納入方法のうち金融機関等への振込により未納金、後日支払い料金、<u>割増金、督促手数料又は延滞金</u>を支払った場合は、金融機関等から受領した支払いを証する書面又は電磁的記録をもって領収書に代えるものとします。</p> <p>5～7 (略)</p>	<p>機関等への振込により未納金又は後日支払い料金を支払った場合は、金融機関等から受領した支払いを証する書面又は電磁的記録をもって領収書に代えるものとします。</p> <p>5～7 (略)</p>
<p>(割引制度の適用)</p> <p>第27条 法第25条第1項の規定により当社が公告した高速道路の料金の割引制度の適用にあたっては、当該公告及び次条から第32条までに定めるところにより取扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第32条<u>まで</u>の定めにかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。</p> <p>一・二 (略)</p>	<p>(割引制度の適用)</p> <p>第27条 法第25条第1項の規定により当社が公告した高速道路の料金の割引制度の適用にあたっては、当該公告及び次条から第32条までに定めるところにより取扱います。ただし、利用者が次の各号に該当する場合は、当該公告及び次条から第32条の定めにかかわらず、割引制度を適用しないことがあります。</p> <p>一・二 (略)</p>
<p><u>(削除)</u></p> <p>第30条 削除</p>	<p>(ETC前払割引)</p> <p>第30条 削除</p>
<p>(不正通行の定義とその取扱い)</p> <p>第33条 利用者が料金の全部又は一部の支払いを免れることを目的として次の各号に該当する行為を行った場合は、料金を不法に免れた者として、割増金を徴収するほか刑法(明治40年法律第45号)その他の法令に違反していると認められる<u>とき</u>は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第230条の規定により告訴又は同法第239条第1項の規定により告発します。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 第19条第1項及び第25条の2第<u>6</u>項による支払いの督促にもかかわらず、未納金、後日支払い料金、<u>督促手数料</u>及び延滞金の全部又は一部を支払わない場合</p> <p>十～十二 (略)</p> <p>2 供用約款第5条第<u>1</u>項に定める不法に免れた額は、次の各号の定めるところにより算出します。</p> <p>一 出口料金所において、利用者が進入したインターチェンジ等を当社が認定することができない場合は、当該出口料金所から<u>最も高額の料金</u>となるインターチェンジ等から進入したものとした料金の額から当該出口料金所において既に支払った金額を差し引いた額</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 当社は、不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として、料金所<u>又は第9条第2項第2号に定める料金所以外の箇所に設置された「ETC」の表示があるETC通信施設</u>に画像撮影装置を設置し、料金所を通行する車両を撮影し、その画像(車両登録番号及び利用者の容貌を含みます。)を同目的に従って利用することがあります。</p>	<p>(不正通行の定義とその取扱い)</p> <p>第33条 利用者が料金の全部又は一部の支払いを免れることを目的として次の各号に該当する行為を行った場合は、料金を不法に免れた者として、割増金を徴収するほか刑法(明治40年法律第45号)その他の法令に違反していると認められる場合は、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第230条の規定により告訴又は同法第239条第1項の規定により告発します。</p> <p>一～八 (略)</p> <p>九 第19条第1項及び第25条の2第5項による支払いの督促にもかかわらず、未納金、後日支払い料金、手数料及び延滞金の全部又は一部を支払わない場合</p> <p>十～十二 (略)</p> <p>2 供用約款第5条に定める不法に免れた額は、次の各号の定めるところにより算出します。</p> <p>一 出口料金所において、利用者が進入したインターチェンジ等を当社が認定することができない場合は、当該出口料金所において通行料金が最も高額となるインターチェンジ等から進入したものとした料金の額から当該出口料金所において既に支払った金額を差し引いた額</p> <p>二・三 (略)</p> <p>3 当社は、不正通行を防止し適正な料金を徴収することその他高速道路の適正な利用に資することを目的として、料金所に画像撮影装置を設置し、料金所を通行する車両を撮影し、その画像(車両登録番号及び利用者の容貌を含みます。)を同目的に従って利用することがあります。</p>
<p>(入口発券方式の高速道路における乗継の取扱い)</p> <p>第34条 利用者が、入口発券方式の高速道路において、事故、異常気象、工事等による高速道路の通行止めにより、高速道路上に設置した道路情報板その他の方法により当社が退出を指定したインターチェンジ等から退出した<u>場合</u>、当該通行止めがなければ退出前の通行券を使用して通行できる高速道路等(この章において「連続区間」といいます。)に乗り継ぐ<u>とき</u>には所定の料金調整(以下「乗継調整」といいます。)を行います。</p>	<p>(入口発券方式の高速道路における乗継の取扱い)</p> <p>第34条 利用者が、入口発券方式の高速道路において、事故、異常気象、工事等による高速道路の通行止めにより、高速道路上に設置した道路情報板その他の方法により当社が退出を指定したインターチェンジ等から退出したとき、当該通行止めがなければ退出前の通行券を使用して通行できる高速道路等(この章において「連続区間」といいます。)に乗り継ぐ場合には所定の料金調整(以下「乗継調整」といいます。)を行います。</p>
<p>(乗継措置の範囲)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 単純支払方式の高速道路において、第39条に定める乗継券の交付若しくはそれに代わる措置を開始する以前に当該乗継券の交付若しくはそれに代わる措置を実施する料金所を通過したため、乗継券の交付若しくはそれに代わる措置の案内を受けられなかった利用者、<u>(削除)</u>又は第39条の定めにより当社が乗継券の交付に代わる措置を案内した利用者にあつては、通行止めにより当社が指定したインターチェンジ等から退出し、同一区間に乗り継いだ直後の料金所において、乗継措置に必要な事項を確認できた場合は、乗継券の提出があったものとみなして乗継措置を適用します。</p>	<p>(乗継措置の範囲)</p> <p>第41条 (略)</p> <p>2 単純支払方式の高速道路において、第39条に定める乗継券の交付若しくはそれに代わる措置を開始する以前に当該乗継券の交付若しくはそれに代わる措置を実施する料金所を通過したため、乗継券の交付若しくはそれに代わる措置の案内を受けられなかった利用者、又は第39条の定めにより当社が乗継券の交付に代わる措置を案内した利用者にあつては、通行止めにより当社が指定したインターチェンジ等から退出し、同一区間に乗り継いだ直後の料金所において、乗継措置に必要な事項を確認できた場合は、乗継券の提出があったものとみなして乗継措置を適用します。</p>
<p>(ETCシステムの利用者の乗継調整等)</p> <p>第43条 ETCシステムを利用して通行する利用者は、ETCシステムの無線通信等により所定の条件を満たした乗り継ぎを行った場合は、乗継証明書等</p>	<p>(ETCシステムの利用者の乗継調整等)</p> <p>第43条 ETCシステムを利用して通行する利用者は、ETCシステムの無線通信により所定の条件を満たした乗り継ぎを行った場合は、乗継証明書等の</p>

<p>の交付を受けることなく、乗継調整及び乗継措置の適用を受けることができます。</p>	<p>交付を受けることなく、乗継調整及び乗継措置の適用を受けることができます。</p>
<p>(利用者からの申し出)  第54条 (略)  一 入口料金所又は単純支払方式の高速道路の料金所において、当社の事情により、ETCシステムを利用して無線通信による通行ができなかった場合で、法第25条第1項の規定により当社が公告した高速道路の料金の割引制度の適用を受けようとするとき。ただし、第28条から第32条<u>まで</u>に定める割引制度は除きます。  二～六 (略)</p>	<p>(利用者からの申し出)  第54条 (略)  一 入口料金所又は単純支払方式の高速道路の料金所において、当社の事情により、ETCシステムを利用して無線通信による通行ができなかった場合で、法第25条第1項の規定により当社が公告した高速道路の料金の割引制度の適用を受けようとするとき。ただし、第28条から第32条に定める割引制度は除きます。  二～六 (略)</p>
<p>(返還等の方法)  第56条 第13条第4項、第15条第4項、第51条第2項及び<u>前条第1項</u>に定める差額の返還又は払戻しは、当該通行における支払手段毎に次のとおり取扱います。  一～六 (略)</p>	<p>(返還等の方法)  第56条 第13条第4項、第15条第4項、第51条第2項及び第55条第2項に定める差額の返還又は払戻しは、当該通行における支払手段毎に次のとおり取扱います。  一～六 (略)</p>